

組織

◆沿革・あゆみ

大正	9年	1月	有限責任神奈川県信用購買組合 联合会設立
	14年	4月	保証責任神奈川県信用組合联合会に 名称変更
昭和	16年	5月	保証責任神奈川県信用販売購買 利用組合联合会に名称変更
	19年	1月	保証責任神奈川県信用販売購買 利用組合联合会解散
		1月	神奈川県農業会設立
	23年	8月	神奈川県農業会解散
		8月	神奈川県信用農業協同組合連合会設立
	24年	11月	農林中央金庫の代理業務を開始
	29年	4月	農林漁業金融公庫の受託業務を開始
	35年	3月	貯金1千億円達成
	38年	4月	住宅金融公庫の受託業務を開始
	40年	6月	横浜市収納代理金融機関の指定
	41年	7月	内国為替取扱開始
	44年	4月	9支所を7支所に変更
	50年	7月	国庫金振込取扱事務開始
	53年	12月	国民金融公庫の受託業務(進学貸付)を 開始
	54年	2月	全国銀行内国為替制度加盟
		3月	貯金5千億円達成
		11月	県内農協貯金ネット受払サービス 取扱開始
	59年	4月	7支所を2支所に変更
		12月	貯金1兆円達成
	61年	12月	国債等窓販業務取扱開始
平成	2年	7月	全国キャッシュサービスの取扱開始
		12月	日本銀行歳入金取扱開始 (農林中央金庫代理事務)
	3年	8月	両替業務取扱開始
	4年	9月	日本銀行歳入復代理店取扱開始
		12月	貯金2兆円達成
	5年	3月	神奈川県縁故債引受シンジケート団加入
	6年	3月	後配出資制度導入
	8年	3月	神奈川県公募公債引受 シンジケート団加入
		10月	支所を廃止
平成	9年	3月	横浜市縁故債引受 シンジケート団加入
		6月	信託業務取扱開始 (農中信託銀行の業務代理)
	10年	12月	投資信託窓販業務取扱開始
	11年	1月	日本銀行横浜支店と現金直接取引 開始(農林中央金庫の業務代理)
	12年	5月	郵貯とのATM提携の開始
	13年	6月	本体での信託業務取扱開始 (土地信託・不動産管理信託および 特定贈与信託)
		6月	経営管理委員会制度導入
	11月		インターネット・モバイルバンキング 取扱開始
	14年	4月	JA神奈川信用の信用事業譲受け
	10月		JAバンク神奈川ローンセンター開設
	17年	3月	貯金3兆円達成
	18年	4月	遺言信託・遺産整理業務取扱開始
	23年	4月	相続遺言・信託センター設置
	24年	10月	特定信用事業代理業務取扱開始
	25年	1月	旧神奈川県産業組合館の 歴史的建造物認定
	26年	5月	JAグループ神奈川ビル竣工
		8月	貯金4兆円達成
	29年	1月	為替集中発信システム県域稼働
		4月	食農営業部・ 営農サポートセンター設置
	30年	1月	新JASTEMシステムへ移行
令和	2年	4月	JAバンク企画推進部・ ライフプランサポートセンター設置
	3年	11月	厚木事務所を廃止 (店舗を横浜本所に集約)
	4年	3月	食農営業部・営農サポートセンターを廃止
	7年	3月	JAバンク企画推進部・ ローンサポートセンターを廃止
		3月	特定信用事業代理業務取扱廃止
	12月		為替集中発信業務廃止
	8年	4月	JAバンク企画推進部・ライフプランサポートセンター、 相続遺言・信託センターを廃止
		4月	JAバンク資産承継サポート部設置

◆組織体制等

■会 員

(単位:会員)

資 格 別	令和6年度末	令和7年度末
正 会 員	19	18
准 会 員	19	19
合 計	38	37

■役 員

(令和8年6月30日現在)

経営管理委員会	
会 長	梶 稔
副 会 長	龍崎 智
経営管理委員	柳下 健一 大久保 巖 鈴木 潔 宮永 均 天野 信一 落合 幸男

理 事 会	
代表理事理事長	鈴木 俊春
常務理事	石原 智則 高橋 直樹 落合 秀樹

監 事 会	
代表監事	庄司 彰雄
常勤監事	山口 博保
監 事	夏目 和徳 青木 哲也
員外監事	川上 拓哉

■職 員

(単位:人)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
男 性 職 員	126	129
女 性 職 員	82	84
常 勤 嘱 託	52	45
合 計	260	258

■店舗一覧

(令和8年6月30日現在)

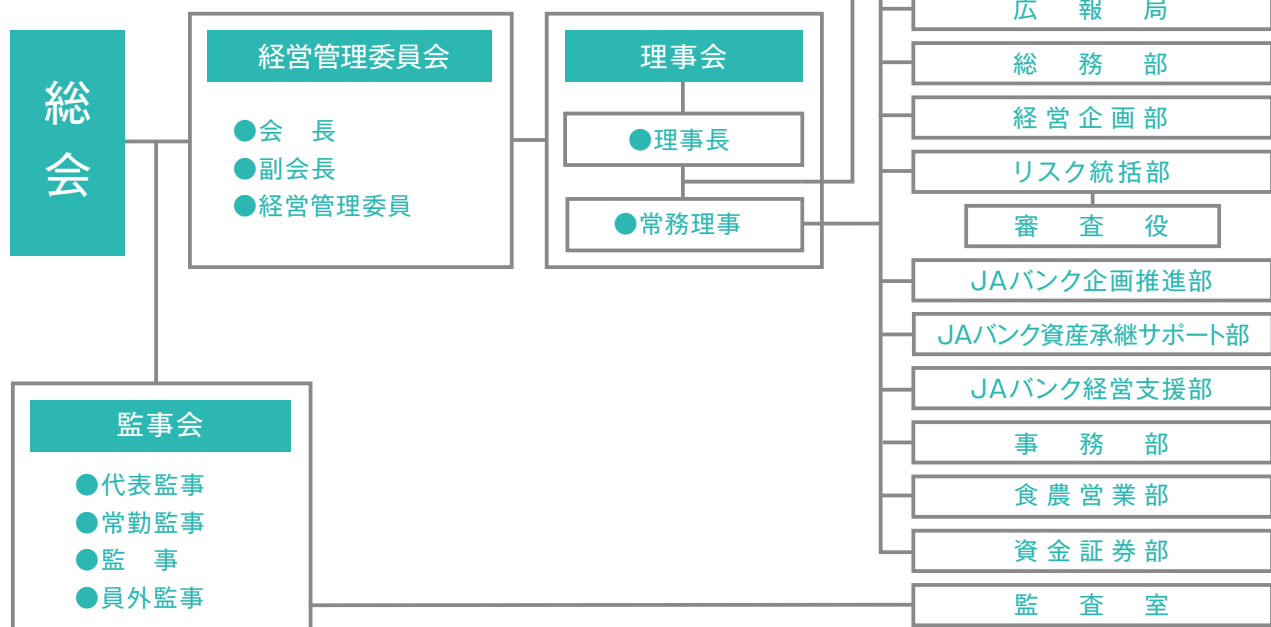
店 舗 名	所 在 地	代表電話番号
本 所	横浜市中区海岸通1丁目2番地の2	045-680-3011

■特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

◆組織機構図

(令和8年6月30日現在)



業績

経営

業務

組織

フ
ァ
イ
タ
ル

索引

役員等の報酬体系

1 役員

◆対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。

◆役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は現金のみであり、毎月所定日に指定口座への振り込みの方法により支払っています。また、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

◆対象役員に対する報酬等

(単位:百万円)

支給総額	
基本報酬	退職慰労金
76	9

注: ①対象役員は、理事4名、監事1名です。

②退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

◆対象役員の報酬等の決定等

役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に、各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定しています。

役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、退任経営管理委員については経営管理委員会、退任理事については理事会、退任監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当な会計慣行に即して引当金を計上しています。

2 職員等

◆対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員および当会の主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当した者はおりません。

注: ①対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

②「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

③「同等額」は、令和7年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

④令和7年度において、当会の常勤役員が受けた報酬等と同等額以上の報酬等を受けた者はおりません。

3 その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」、その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

(令和8年6月30日現在)

注：①JAの本所・本店所在地および代表電話番号を記載しています。

②JAかながわ西湖では当座性貯金の入出金や通帳記帳等の窓口業務を可能とする金融移動店舗車「きんじろう号」を運行しております。(店舗数からは除く)

(令和8年6月30日現在)

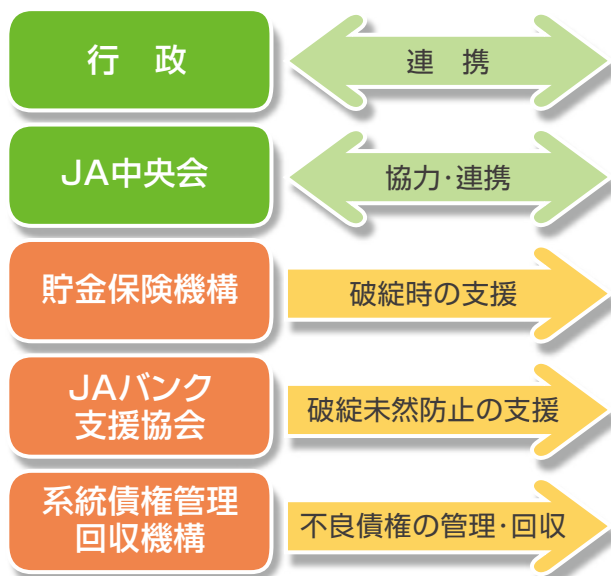
ATMの詳しい設置場所については、各JAのホームページをご確認ください。

JAバンクシステム

JAバンクは、万全の体制で、組合員と利用者の皆さまのために、
「より一層の便利と安全」をお届けします。

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

■JAバンクシステム



国の公的な制度「貯金保険制度」

貯金保険制度とは国の公的な制度であり、農水産業協同組合貯金保険法に基づき「JAなど加入組合」から徴収された保険料をもって運営されています。本制度は万一「JAなど加入組合」が経営破綻して貯金の払い戻しができなくなった場合などに、一定の金額を限度に貯金者を保護する制度で、貯金業務を取り扱う全てのJA、信連、農林中金などが加入しています。なお、本制度における貯金者保護のための仕組みは、銀行・信金・信組等が加入する預金保険制度と基本的に同じです。



組合員・利用者の皆さまに、より一層の「安心」をお届けするためのJA金融システムが「JAバンクシステム」です。このシステムに一体的に取り組むJAバンク（JA・信連・農林中金）の金融店舗には、「JAバンク会員マーク」が掲示されています。